

令和3年度

事業計画

一般社団法人愛知県トラック協会

目 次

基本方針	1
主な事業活動	
1. 経営支援事業	2
2. 交通安全・環境対策事業	2
3. 企画広報事業	4
4. 労働環境改善対策事業	5
5. 研修事業	5
6. 適正化事業	6
7. 災害物流対策事業	7
8. その他活動	8
会 議	
定例・随時の会議	10

基本方針

基本方針

長引くコロナ禍で、エッセンシャルワーカーとしての役割を担ったトラック運送事業者の経営基盤を支えるため、新型コロナウイルス感染症対策等を推進するほか、「標準的な運賃の周知・活用」、「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）の取得」等を重点とした事業者支援に努める。

また、トラック輸送の重要性や必要性を幅広い年代にPRを行い、人材不足に困窮するトラック運送業界への就職希望者の増加を目指す。

更に、依然県下で多発する交通事故を撲滅するため、独自の重点目標を定め様々な取り組みを推進するとともに、法令遵守の一助となる事業の実施や、輸送の安全確保に係る人材育成のため実践的研修の充実を図るほか、事業継続計画（BCP）に基づく緊急物資輸送体制の整備に向けた諸対策を推進するなど、全会員の理解と協力により取り組む。

1. 経営支援事業

「エッセンシャルワーカー」としての役割を担うトラック運送事業者の経営基盤を支えるため、「標準的な運賃の周知・活用」「コロナ禍における経営改善」「中小企業に対する生産性の向上の推進」を重点施策とし事業者支援を図る。

(1) 標準的な運賃を活用した適正取引の推進

適正運賃が収受出来るよう、運輸行政と連携し、告示された標準的な運賃の届出と契約の書面化を積極的に推進する。また、パンフレットや動画コンテンツを有効に用いながら会員事業者に周知を図る。

(2) コロナ禍を見据えた経営改善

新型コロナウイルス感染症が影響を及ぼす中でも安定的な事業を可能とするため、全日本トラック協会の「小規模事業者コロナ時・災害時特別対策委員会」との連携及び経営相談窓口を創設し経営診断事業の周知展開等、会員事業所の経営を支える施策を行い、物流業界の持続的な発展を支援する。

(3) 中小運送事業者に対する生産性向上の推進

業務の効率化、輸送品質向上のため IT 化を促進するとともに、実働率、実車率等を増やすための取組を後押するセミナー等を開催し、特に中小企業の実働率向上の推進を支援する。

(4) 経営支援及び各種講習等に係る助成

- ①近代化基金融資に伴う利子補給
- ②信用保証料の助成
- ③中小企業大学校の講座
- ④フォークリフト運転技能講習等
- ⑤貨物自動車の運転に係る免許取得支援

(5) セミナーの開催

経営の一助となるセミナー等を開催する。

2. 交通安全・環境対策事業

《交通安全対策》

(1) 交通事故抑止活動の推進

愛知県下で多発している交通事故を撲滅するため、事故削減を目指すとともに運輸行政や愛知県警、各種交通安全団体と連携しながら以下の取り組みを積極的に推進し、「スマートドライブ」「スピードダウン」等の標語を効果的に用いながら輸送の安全の徹底を図る。

【愛ト協重点目標】

- ・県内での会員による事業用貨物自動車死亡事故発生数7人以下
- ・飲酒運転「ゼロ」
- ・運転中の携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

①トラック・セーフティ・ラリーの実施

会員事業所においてチームを編成し、安全運転意識を高めながら一定期間の無事故・無違反に取り組む。

②トラック安全デー活動等の推進

地域の実情に合わせたトラック安全デー及び支部の交通安全活動（飲酒運転の撲滅、運転中の携帯・スマートフォンの使用禁止等）を積極的に推進していく。

- ・毎月9日の「トラック安全デー」の活動
- ・各支部における交通安全活動の実施・支援

③安全運転に係る交通事故防止セミナー・講習会等の開催

年間計画に基づき、セミナー（Webセミナー等）を効果的に活用する。

④安全教育に対する支援等

運転者教育のため教育ツール（eラーニング、事故防止DVD等）の充実を図る。

⑤愛知県、警察等関係行政機関の実施する交通安全活動への積極的な参加。

- ・春、夏、秋、年末の安全運動
- ・高速道路の安全活動

（2）交通安全表彰の実施

会員事業所の交通安全活動、交通事故防止の推進をするため、その取り組みに応じた表彰を実施する。

- ①各支部から推薦を受けた令和2年度の「交通安全功労会員」を表彰する。
- ②令和2年度の無事故の会員に対し、「無事故認定証」を授与する。
- ③3年間・5年間・7年間・10年間無事故の会員事業者に対し、「交通安全銅賞」「交通安全銀賞」「交通安全金賞」「交通安全特別賞」を授与する。

（3）安心・安全を支援する事業の実施

- ①EMS装置（デジタル式運行記録計、エコドライブ支援機器）
- ②運行管理支援装置（ドライブレコーダー）
- ③衝突被害軽減ブレーキ装置
- ④安全装置（後方視野確認支援装置、IT点呼機器、追突防止装置等）
- ⑤運行管理者一般講習受講（自動車事故対策機構、ヤマトスタッフサプライ）
- ⑥運転適性診断（初任・適齢）（自動車事故対策機構、ヤマトスタッフサプライ）
- ⑦運輸安全マネジメント講習会（自動車事故対策機構）
- ⑧自動車安全運転センター発行の運転記録証明書等の取得（TSR分のみ）
- ⑨健康起因事故防止対策事業（SAS、血圧計、脳ドック・心臓ドック）

(4) **トラックドライバーの輸送の安全に対する意識の向上策**

第53回トラックドライバーコンテスト（全国大会出場者選抜競技）の開催

(5) **第17回「トラックフェスティバル」の開催**

フェスティバルを通じて、協会の事業活動と事業用トラックが社会において果たす役割をPRするとともに、全会員が参加するイベントとして開催する。

※2022年2月 バンテリンドームナゴヤ にて開催予定。

《環境対策》

自動車交通環境改善への対応、広報啓発活動の推進

環境にやさしいトラック輸送の実現を目指し次の環境対策を推進する。

①第10回省エネ走行競技会の開催

②環境対応車の導入助成

環境対応車（圧縮天然ガス自動車、ハイブリッド自動車）の導入にあたり、国土交通省、全ト協が行う各制度における協調助成を行い、環境対応車の導入促進を図る。

③グリーン経営認証取得・更新助成

グリーン経営認証取得事業者に対し認証取得・更新費用の一部を助成する。

④アイドリングストップ支援機器導入助成

エコドライブやアイドリングストップのための機器の普及促進並びに導入費用の一部を助成する。

⑤環境改善事業に対する支援

SDGs（持続可能な開発目標）について、内容や取り組み方を周知するセミナーを開催するとともに、公害防止関係団体等と連携を取りながら環境改善に係る情報を発信し、会員事業者の推進を図る。

3. 企画広報事業

トラック輸送の重要性や必要性を幅広い年代にPRし、より多くの就職希望者を増やすことを目的として次の事業を実施する。

(1) **人材確保対策**

若年・女性労働力等の人材確保のため、関係各所と連携し就職面談会やインターンシップ事業を実施するとともに、人材確保対策特設サイトを活用して、オンライン上でも業界の魅力を訴求し、併せて会員事業者の求人情報を随時発信する。また、物流の重要性・必要性を認識してもらうため、学校教育に参画し物流出前授業や学校訪問等を実施する。

(2) **機関誌「トラックあいち」、ホームページ、SNSによる情報提供の充実**

公式ホームページや新たに開設した公式SNS、毎月発行する「トラックあいち」及びメールマガジン等を活用し、魅力のあるコンテンツの即時発信に努める。また、公式マスコットキャラクター「あいとくん」を活用し、イベント等を通じて業界への親しみの醸成につなげる。

(3) 各種メディアによる広報

一般消費者に対する業界の魅力発信・イメージ向上のため、各種メディア（YouTube 等ネット広告・SNS・ラジオ）による広報を実施する。また、会員事業者の参加機会拡大のため、協会に対面開催する各種セミナーや講習の動画配信〔ハイブリッド開催〕を実施し有用性を検証する。

4. 労働環境改善対策事業

働き方改革実現に向けて、運転者の職場環境改善を支援するため、「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）」の取得支援及び広報活動を実施するとともに、引き続き「生産性の向上」「法令遵守」「労働災害防止」に係る活動を展開する。

また、令和6年4月施行の改善基準告示の改正に向けて、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会と連携を密にして活発な情報交換を行う。

(1) 『働きやすい職場認証制度』の周知及び取得支援

令和2年9月よりスタートした『働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）』について、取得支援に向けた助成制度を継続・拡充し、事業者の積極的な取得を促進し、併せて行政と連携し、以下の取り組みを継続する。

①生産性の向上に係る活動

荷待ち・荷役作業等の時短対策や、労働環境の改善に向けたセミナーを随時開催する。

②法令遵守に係る活動

令和2年4月の改正労働基準法施行に伴い、労使が合意する場合でも、年720時間までの罰則付き時間外労働の上限規制が適用されたが、現在適用が猶予されている自動車運転業務についても、令和6年4月より年960時間の罰則付き上限規制が適用され、併せて改善基準告示が改正されることをにらみ、時間外労働短縮に向けた対策や、各法令の遵守を図るべく、関係行政機関と連携し広報・周知を継続する。

③労働災害防止に係る活動

従業員の安全と健康の確保に対するセミナーの開催と、健康経営優良法人認定取得に向け、関係機関と連携し広報・周知を行う。

(2) トラック輸送の生産性向上・物流の効率化を目的とした「ホワイト物流」推進運動の周知及び自主行動宣言の促進

トラック輸送の生産性向上や物流の効率化と共に女性や高齢者も働きやすい「ホワイト」な労働環境を実現するための本制度への積極的な参加を促すための自主行動宣言を促進する。

(3) 愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会への参画

「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の普及等を通じ、長時間労働の更なる改善に向けた取り組みに協力する。

5. 研修事業

トラック運送事業者の輸送の安全確保に係る人材の育成を支援するため、経営者・管理者・ドライバーなどそれぞれの職種や経験に合わせたカリキュラムを提供するとともに、実践的研修の充実を図り業界の発展を期する。

(1) 研修事業等の拡充

- ①各種研修について開催回数の増加を含め、より受講しやすいカリキュラムに変更し実施する。
- ②自身の運転を省エネ機器やドラレコ映像を用いた研修を通じて「振り返り」、「気づき」、「新たな知識習得」の機会を与える運転実技研修を実施する。
- ③資格認定講座（物流安全管理士、物流大学校）の講義内容の充実を図る。
- ④事業者主催の研修会・運転競技会等を支援する。

(2) 運転適性診断の推進

受診義務のある「初任診断、適齢診断」については、土曜日（原則として第2・4）も実施する等、計画数を増加し受診機会の拡大を図る。また「一般診断」を県内各所で実施する。

(3) 運行の管理に関する講習事業の推進

「運行の管理に関する講習」（基礎講習・一般講習）の計画数を増加し受講機会の拡大を図る。また、県内各所で開催する。

6. 適正化事業

貨物自動車運送事業法をはじめとする、関係法令の改正等に対応するため、法令遵守の一助となるセミナーや説明会を開催し会員事業者を支援する。

(1) 適正化事業の推進

- ①巡回指導内容の更なる充実化をはじめ、事業者と指導員が一体となり、「輸送の安全確保」及び「輸送秩序の確立」の実現を目指す。
- ②「乗務時間等告示違反トラック事業者に対する指導方針」に基づく、「特別巡回指導」を実施し、労働時間管理の重要性を周知徹底する。
- ③巡回指導時に「管理帳票参考事例・解説集」「巡回指導項目自主点検チェックシート」を配布し、事業者の安全管理体制の構築を支援する。

(2) フォローアップの強化

- ①巡回指導において、総合評価C・D及びE判定の事業者並びに新規許可事業者を対象に、運輸行政と連携し「フォローアップ研修会」を開催する。
- ②自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）に関連する項目への指摘や、特別巡回指導を実施した事業者を対象に労働行政と連携して「改善基準告示研修会」を開催する。
- ③行政処分の強化された、社会保険等の未加入事業者等を対象とした社会保険制度への適正加入のためのセミナーを開催する。
- ④運行管理者等の変更に伴う、社内教育への支援。運行管理者又は補助者を対象とした基礎的な運行管理業務に係る法令説明会等を開催する。

(3) 新規事業者等に対する法令遵守の推進

①新規許可事業者

巡回指導の際、指摘項目のある事業所への短期間での再巡回及び各種セミナー等を通じ、法令遵守の周知を図る。

②霊柩及び急便事業者

個別指導を実施し、輸送の安全の確保に係る事項等の周知徹底を図る。

(4) 安全性評価事業（Gマーク）の認定に向けた支援

巡回指導時等に安全性評価事業の広報啓発活動を行うほか、未取得で総合評価が高い事業者を対象として認定に向けた講習会を開催し、認定取得を強く支援する。

(5) 輸送秩序確立に向けての推進活動

① [乗務時間等告示遵守違反]、[疾病、疲労等のおそれのある乗務]、[社会保険等未加入] の事業者に対する処分強化に伴い、巡回指導時に更なる改善と是正を求めていくとともに、関係行政機関等との連絡協調体制をより一層密にしていく。

②輸送秩序を阻害する行為の防止対策を積極的に展開するとともに「適正化セミナー」を開催。法令改正内容や輸送の安全に向けた各種取組等について、事業者への周知徹底と意識の向上を推進する。

(6) オンライン活用環境の整備支援

コロナ禍における業務の効率化及び非接触に考慮して業務を行うため、会員事業者に対してオンライン会議やオンラインセミナー等を活用するための環境整備を支援する。

(7) 自動車運送事業のホワイト経営に取り組む事業者を認定する『働きやすい職場認証制度』（運転者職場環境良好度認証制度）の周知及び取得支援

労働条件・環境を改善し、人材確保・育成等を踏まえ、長時間労働の是正等の「働き方改革」を重視したホワイト経営への取組状況を「見える化」するための本制度について、制度の周知及び、認証項目に沿った支援等を行う。

(8) 指導員の資質向上及び各組織との連携

①全国及び中部ブロック実施機関や行政機関が主催する各種研修会及び会議に参加し、指導員の資質向上を図るとともに、巡回指導等の効率化を進める。

②行政機関（運輸局及び労働局）と定期的に連絡会議を開催し、情報交換等連携を密にし、輸送の安全確保を推進する。

7. 災害物流対策事業

大規模災害発生に備え、緊急輸送体制及び各拠点における備蓄品等の更なる整備に努めるとともに、全ト協と連携し自治体の要請に的確に対応できる人材を育成するほか、連携して訓練を実施する。

(1) 災害物流体制の整備

事業継続計画（BCP）に基づき、緊急輸送車両依頼事業者等の拡大に努めるとともに、広域災害発生時に災害対策本部となるトラック会館本部、及びその代替地となる研修センター等の備蓄品等を整備する。

(2) 災害物流専門家の育成

全ト協の災害物流専門家育成ワーキンググループが策定した開催計画に基づき研修会を実施し、災害時に県の災害対策本部等に派遣する災害物流専門家を育成する。

(3) 総合防災訓練への参加

各自治体で実施される災害発生を想定した総合防災訓練に関係機関と連携して積極的に参加する。

8. その他活動

(1) 各種陳情・要望等

運送基盤である道路について円滑な物流機能を確保するため、「重要物流道路への指定」等道路整備に係る関係機関との連携強化及び自動車関係諸税等の更なる負担軽減・簡素化、その他要望を適時適切に行う。

(2) 支部活動の充実

全会員が各支部での事業活動へ参加し、効果的に事業を推進するため、支部役員が中心となり組織の充実を図る。

(3) 未加入事業者の入会促進

あらゆる機会を活用して未加入事業者へ積極的な入会の促進を図る。

(4) 部会機能の活動支援

品目別部会、青年部会、女性部会の活動を支援するため、全ト協の各部会との情報交換等に努める。

(5) 働き方改革関連法への対応

協会事務局として、働き方改革関連法に対応するため、関係法令の把握と適切な対応に努める。

(6) 調査研究の推進

行政・研究機関・会員事業者等と連携して情報収集に努め、貨物自動車運送事業を取り巻く関係法令や社会的動向等について調査研究を推進する。

(7) ITを活用した事務合理化

会員サービスの拡大や業務の複雑化などの環境変化をふまえ、ITを活用した業務プロセスの改善・高度化を図り、省力化によるコスト節減を促進する。その一環として、Web 会議システム使用の標準化によるコストの削減、人事労務管理システムの導入試行を行う。

(8) トラック会館 早期建替えに向けた検討着手

トラック会館は、建設から40年以上が経過し老朽化が進んでおり、維持管理や補修に多額の費用が発生している。また、隣接する駐車場も建設時に比べ車両の大型化により手狭であること、駐車台数が少ないことから利用者から苦情が度々寄せられているため、トラック会館の早期建て替えに向けた検討に着手する。

会 議

次の会議を開催し事業計画の積極的な推進に取り組み、会員ニーズに応える機能的な協会運営を図る。

1. 定例の会議

通常総会
理事会
常任理事会
正副会長会

2. 随時の会議

(委員会)

総務委員会

- 近代化基金運営専門委員会
- 業務施設運営専門委員会

災害対策委員会

企画広報委員会

交通・環境対策委員会

経営研究委員会

研修センター運営委員会

- 研修等の種別及びカリキュラム検討委員会（研修検討委員会）

労働委員会

(部 会)

特別積合部会

品目別部会 海上コンテナ／中部タンクトラック／重量品鉄鋼食料品
引越／セメント／生コン／ダンプトラック

青年部会

女性部会

(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関)

適正化事業特別推進委員会

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会